



# 埼玉県報

第 2 3 4 8 号  
平成23年12月16日  
金 曜 日

## 目 次

### 規則

- [埼玉県警察組織規則の一部を改正する規則\(警務課\)](#)

### 告示

- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(川越比企地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(北部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(NPO活動推進課\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(NPO活動推進課\)](#)
- [埼玉県青少年健全育成条例に基づく優良な図書推奨\(青少年課\)](#)
- [川口都市計画生産緑地地区の変更\(みどり再生課\)](#)
- [さいたま都市計画生産緑地地区の変更\(みどり再生課\)](#)
- [朝霞都市計画生産緑地地区の変更\(みどり再生課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [ヨーネ病患畜の発生\(畜産安全課\)](#)
- [大串土地改良区の解散\(農村整備課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [川口都市計画公園の変更に係る図書の写しの縦覧\(公園スタジアム課\)](#)
- [指定構造計算適合性判定機関の名称変更告示\(建築安全課\)](#)
- [県道行田東松山線の区域変更\(東松山県土整備事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [埼玉県建築基準法施行条例に基づく道路の位置の指定\(熊谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [埼玉県教育委員会定例会の招集\(教委・総務課\)](#)
- [選挙管理委員会の招集\(選挙管理委員会\)](#)
- [平成23年12月2日現在における選挙人名簿登録者数の50分の1、3分の1等\(選挙管理委員会\)](#)
- [個人演説会等施設の指定取消し\(選挙管理委員会\)](#)
- [監査結果の公表\(監査第一課\)](#)
- [監査結果の公表\(監査第二課\)](#)

# 規 則

埼玉県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年12月16日

埼玉県公安委員会委員長 岩 間 辰 志

埼玉県公安委員会規則第8号

埼玉県警察組織規則の一部を改正する規則

埼玉県警察組織規則（昭和50年埼玉県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第55条第2項第2号中「及び警察本部蕨留置施設」を「、警察本部蕨留置施設及び警察本部寄居留置施設」に改める。

附 則

この規則は、平成24年1月5日から施行する。

## 告 示

埼玉県告示第千四百六十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県川越比企地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十三年十二月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十三年十二月九日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人バンブーパル
- 三 代表者の氏名  
竹本 啓司
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県川越市南大塚三丁目十一番地十七
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、要支援や要介護を必要とする者や、高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活が営め、社会参加や社会復帰が出来るよう、また、介護を担う者の負担軽減が行えるよう在宅介護支援活動を行い、保健・医療・福祉と連携を図りながら地域と共に助け合い、安定した暮らしを得られる地域社会の構築に寄与する「新しい公」を目指して運営を行うことを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第千四百六十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県北部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitama-ken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十三年十二月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十三年十二月十二日
- 二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人 North East Japan Study Group
- 三 代表者の氏名  
小林 国彦
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県深谷市東方三千二百七十六番地十七
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、肺癌や胸部悪性疾患に関する多施設臨床研究及び臨床に役立つ基礎的研究を行い、肺癌や胸部悪性疾患の診断及び治療の進歩に寄与することを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第千四百六十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十三年十二月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十三年十二月七日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人春來の里
- 三 代表者の氏名  
長 崎 達 也
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県さいたま市浦和区北浦和三丁目十九番二十三号
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、主に中高年齢者を対象として、ふれあいと健やかな生活のためのスペースを提供するとともに、趣味・イベント活動などにより、中高年齢者が豊かに暮らせる地域社会を創造することで福祉の増進に寄与することを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第千四百六十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十三年十二月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十三年十二月九日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人青少年スポーツの振興を図る会
- 三 代表者の氏名  
田 山 淳 朗
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県久喜市久喜東三丁目三十四番七号
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、青少年に対し、ボクシングの振興を行うとともにスポーツを通じた青少年の心身の健全な発達を図り社会に貢献することを目的とする。

## 告 示

### 埼玉県告示第千四百六十七号

埼玉県青少年健全育成条例（昭和五十八年埼玉県条例第二十八号）第十条の規定に基づき、青少年の健全な育成を図るため特に優良な図書として、次のとおり推奨する。

平成二十三年十二月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一三五九	推奨番号
高校・青年	対象
セカンドチャンス！	書名
特定非営利活動法人セカンドチャンス！	著者名等
新科学出版社	発行所

# 告 示

埼玉県告示第千四百六十八号

川口市から川口市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり再生課において縦覧に供する。

平成二十三年十二月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

埼玉県告示第千四百六十九号

さいたま市からさいたま都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり再生課において縦覧に供する。

平成二十三年十二月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

埼玉県告示第千四百七十号

朝霞市から朝霞都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり再生課において縦覧に供する。

平成二十三年十二月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 告示

埼玉県告示第千四百七十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年十二月十六日

埼玉県知事 上田清司

## 一 届出の概要等

### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

とりせん加須浜町店

埼玉県加須市浜町十四 一外

### ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 一〇七台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 九〇台

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）出入口の数 五か所 位置 図面省略

（変更後）出入口の数 三か所 位置 図面省略

### ハ 変更年月日

平成二十四年七月三十日

## 二 届出年月日

平成二十三年十一月二十九日

## 二 縦覧期間

平成二十三年十二月十六日から平成二十四年四月十六日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

## 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

### イ 意見書提出期間

平成二十三年十二月十六日から平成二十四年四月十六日まで

### ロ 意見書提出先



# 告 示

埼玉県告示第千四百七十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年十二月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 届出の概要等

### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

エミオ狭山市

埼玉県狭山市祇園四 五十五

### ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）（仮称）狭山市駅新商業施設

埼玉県狭山市入間川一丁目二千七百九十二番地の一

（変更後）エミオ狭山市

埼玉県狭山市祇園四 五十五

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）未定

（変更後）株式会社いなげや 代表取締役社長 遠藤正敏

東京都立川市栄町六 一 一 外 計 九者

## ハ 変更年月日

平成二十三年六月八日

## ニ 届出年月日

平成二十三年十二月九日

## 二 縦覧期間

平成二十三年十二月十六日から平成二十四年四月十六日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

## 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十三年十二月十六日から平成二十四年四月十六日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告示

埼玉県告示第千四百七十三号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により次のとおり患畜等について届出があったので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十三年十二月十六日

埼玉県知事 上田清司

牛	ヨ―ネ病	伝染病及び 家畜の種類	患畜及び 疑似患畜の区分	頭数又は 群数	発生場所又は 区 域	発 生 年 月 日	処 置
	患畜			一頭	熊谷市	平成二十三年 十二月八日	殺処分

# 告 示

埼玉県告示第千四百七十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第六十七条第二項の規定により、  
次の土地改良区の解散を平成二十三年十二月十四日認可した。

平成二十三年十二月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名 称

大串土地改良区

二 事務所所在地

比企郡吉見町

# 告 示

埼玉県告示第千四百七十五号

測量計画機関の長である入間郡毛呂山町長井上健次から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十三年十二月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

入間郡毛呂山町

二 作業種類

公共測量（空中写真撮影）

三 作業地域

入間郡毛呂山町

四 作業期間

平成二十三年六月一日から平成二十四年三月十六日まで

# 告 示

埼玉県告示第千四百七十六号

測量計画機関の長である越谷市長高橋努から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十三年十二月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

越谷市

二 作業種類

公共測量（用地測量）

三 作業地域

越谷市大字大吉、向畑地内

四 作業期間

平成二十三年十月三日から平成二十四年三月二十八日まで

# 告 示

埼玉県告示第千四百七十七号

測量計画機関の長である三郷市長木津雅晟から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十三年十二月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

三郷市

二 作業種類

公共測量（空中写真撮影 撮影縮尺一万分の一）

三 作業地域

三郷市全域（三・一六平方キロメートル）

四 作業期間

平成二十三年八月十七日から平成二十四年三月十六日まで

# 告 示

埼玉県告示第千四百七十八号

測量計画機関の長である戸田市長神保国男から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十三年十二月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

戸田市

二 作業種類

公共測量（四級基準点設置・境界取付）

三 作業地域

戸田市地内

四 作業期間

平成二十三年九月二日から平成二十四年三月三十日まで

# 告 示

埼玉県告示第千四百七十九号

測量計画機関の長である志木市長長沼明から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十三年十二月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

志木市

二 作業種類

公共測量（空中写真撮影）

三 作業地域

志木市内

四 作業期間

平成二十三年九月十六日から平成二十四年三月二十六日まで

# 告 示

埼玉県告示第千四百八十号

測量計画機関の長であるさいたま市長清水勇人から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十三年十二月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

さいたま市

二 作業種類

公共測量（一級水準測量）

三 作業地域

さいたま市全域

四 作業期間

平成二十三年十月七日から平成二十四年三月二十三日まで

# 告 示

埼玉県告示第千四百八十一号

測量計画機関の長である群馬県知事大澤正明から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十三年十二月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

群馬県

二 作業種類

公共測量（空中写真数値図化による現況平面図）

三 作業地域

熊谷市善ヶ島、大野、弁財、葛和田、俵瀬、行田市北河原、酒巻

四 作業期間

平成二十三年十月十五日から平成二十四年二月二十九日まで

# 告 示

埼玉県告示第千四百八十二号

測量計画機関の長である埼玉県秩父農林振興センター所長尾上吉広から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十三年十二月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 測量計画機関

埼玉県秩父農林振興センター

## 二 作業種類

公共測量（確測基準点測量・確定測量図作成）

## 三 作業地域

秩父市下吉田地内

## 四 作業期間

平成二十三年十一月七日から平成二十四年三月三十日まで

# 告 示

埼玉県告示第千四百八十二号

測量計画機関の長である川口市長岡村幸四郎から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十三年十二月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

川口市

二 作業種類

公共測量（道路台帳図等補正測量作業 川口市赤山地区 三級基準点 三十六点）

三 作業地域

川口市赤山地区

四 作業期間

平成二十三年十月二十日から平成二十三年十二月二十七日まで

# 告 示

埼玉県告示第千四百八十四号

測量計画機関の長である本庄市長吉田信解から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十三年十二月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

本庄市

二 作業種類

公共測量（基準点測量・出来形確認測量原図作成）

三 作業地域

本庄市児玉南土地区画整理事業地区

四 作業期間

平成二十三年十一月十日から平成二十五年三月十一日まで

## 告 示

埼玉県告示第千四百八十五号

川口市から川口市計画公園の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部公園スタジアム課において縦覧に供する。

平成二十三年十二月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 告示

埼玉県告示第千四百八十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の三十五の五第二項の規定により、指定構造計算適合性判定機関から名称の変更の届出があったので、次のとおり公示する。

平成二十三年十二月十六日

埼玉県知事 上田清司

指定番号	変更後の名称	変更前の名称	名称の変更日
埼玉県知事第四号	一般財団法人ベタ ーリビング	財団法人ベター リビング	平成二十三年十二月 一日

# 告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第三十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十三年十二月十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年十二月十六日

埼玉県東松山県土整備事務所長 水村 正和

一 道路の種類 県道

二 道路 線 名 行田東松山線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
まで	東松山市大字松山字聖天久保二 四四九番一地从り同市大字松 山字加平土腐二五五〇番一地从 先	区 間
一一・四四〇・二三三・一三三	一〇・二八〇・二三三・一三三	敷地の幅員 (メートル)
三〇九・八三		延長 (メートル)
変更	歩道を新設する ための道路区域	備 考

# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第四百四十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十三年十二月十六日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

## 一 許可番号

平成二十三年六月二十一日

指令川建セ第二三〇〇一一〇号

## 二 検査済証番号

平成二十三年十二月十二日

川建セ第二三〇〇八二号

## 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字福田字馬場裡二一五二番三、二一五二番四、二一五五

## 番五

## 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡嵐山町むさし台二丁目二七番地一 ファミリーユ 201号

堀口 静弘

# 告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置の指定を次のとおり行つた。

平成二十三年十二月十六日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

第 熊 五 号	指 定 番 号
建 築 基 準 法 第 四 十 二 条 第 一 項 第 五 号	指 定 道 路 の 種 類
平 成 二 十 三 年 十 一 月 十 七 日	指 定 の 年 月 日
埼 玉 県 大 里 郡 寄 居 町 大 字 富 田 字 峯 ヶ 谷 戸 一 三 九 八 番 八	指 定 道 路 の 位 置
七 十 六 ・ 九 七 メ ー ト ル	指 定 道 路 の 延 長 （ 単 位 メ ー ト ル ）
六 ・ 〇 メ ー ト ル	指 定 道 路 の 幅 員 （ 単 位 メ ー ト ル ）

# 告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千六十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十三年十二月十六日

埼玉県越谷建築安全センター所長 橘 裕子

## 一 許可番号

平成二十三年七月一日

指令越建セ第一一二三〇〇〇九〇号

## 二 検査済証番号

平成二十三年十二月十四日

越建セ第三四五 一号

## 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町大字須賀字上堤千五百六十一番一

## 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県久喜市吉羽一丁目三十一番地 メゾン・ド・ルミエール二〇一

加藤 芳文、加藤 範子

# 告 示

## 埼玉県教委告示第四十八号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成二十三年十二月十六日

埼玉県教育委員会委員長 齊之平 伸 一

### 一 日時

平成二十三年十二月二十一日 午前十時

### 二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

### 三 議題

当面する教育関係諸問題について

# 告 示

埼玉県選管告示第百六十三号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成二十三年十二月十六日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

- 一 日時 平成二十三年十二月十九日 午後四時三十分
- 二 場所 埼玉県選挙管理委員会室
- 三 議題
  - イ 公職選挙法施行令の規定による不在者投票を行うことができる施設の指定について
  - ロ その他

# 告示

埼玉県選管告示第百六十四号

平成二十三年十二月二日現在の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項、第七十五条第一項、第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項の規定における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数及び三分の一の数は、次のとおりである。

平成二十三年十二月十六日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数

一一七、二六五人

二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条第一項における選挙権を有する者の総数の四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数

一、〇四三、八六八人

三 地方自治法第八十条第一項における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

選挙区

数

南第一区	六五、〇四〇人
南第二区	一四二、八五四人
南第三区	二二、〇三五人
南第四区	三七、八三八人
南第五区	三〇、二三六人
南第六区	四二、三六二人
南第七区	二五、八二九人
南第八区	二五、三〇五人
南第九区	三九、四五五人
南第十区	四六、七三五人

南第十一区  
南第十二区  
南第十三区  
南第十四区  
南第十五区  
南第十六区  
南第十七区  
南第十八区  
南第十九区  
南第二十区  
南第二十一区  
南第二十二区  
西第一区  
西第二区  
西第三区  
西第四区  
西第五区  
西第六区  
西第七区  
西第八区  
西第九区  
西第十区  
西第十一区  
西第十二区  
西第十三区  
西第十四区  
西第十五区  
北第一区  
北第二区  
北第三区  
北第四区  
北第五区  
北第六区  
東第一区

二九、六二二人  
三〇、五七八人  
六一、二三八人  
三一、八四三人  
一九、二〇〇人  
三〇、四四二人  
一九、二一七人  
四三、二二三人  
一九、五五〇人  
三一、九九六人  
三四、六二四人  
二〇、八七八人  
九三、四〇二人  
四〇、六一三人  
二二、六三三人  
四三、一二三人  
一五、五八九人  
二八、九四三人  
二三、四九六人  
九三、〇〇九人  
一五、六九二人  
一三、五八三人  
二七、二七〇人  
一八、八〇二人  
一一、九九四人  
二四、二七六人  
二七、二〇九人  
一八、五五五人  
一二、四四三人  
一五、二七四人  
二一、五〇五人  
四九、二七三人  
五五、三四九人  
二三、六〇九人

東第二区  
東第三区  
東第四区  
東第五区  
東第六区  
東第七区  
東第八区  
東第九区  
東第十区  
東第十一区  
東第十二区  
東第十三区  
東第十四区  
東第十五区

一五、三一七人  
一八、六八三人  
一五、三三四人  
一九、三七〇人  
一七、六二三人  
二八、八二四人  
五五、四一八人  
八八、一二六人  
二一、八六〇人  
三六、〇〇二人  
一七、五五六人  
一五、〇六〇人  
三一、五六五人  
一七、四二二人

# 告示

埼玉県選管告示第百六十五号

川口市選挙管理委員会から、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第一項第三号の規定に基づき指定した次の個人演説会等施設について、その指定を取り消した旨の報告があった。

平成二十三年十二月十六日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤

憲

施設の名称	所在地	管理者	収容人員
鳩ヶ谷福祉センター 大会議室	埼玉県川口市桜町六丁目四番五号	川口市社会福祉事業団	百二十人
川口市立鳩ヶ谷コミュニティセンター	埼玉県川口市八幡木一丁目二十二番地の五	川口市長	七十人

# 告 示

埼玉県監査委員告示第十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第七項の規定に基づき  
監査を執行したので、同条第九項に基づく監査の結果に関する報告を次のとおり公  
表する。

平成二十三年十二月十六日

埼玉県監査委員 根 岸 和 夫

埼玉県監査委員 米 田 正 巳

埼玉県監査委員 齊 藤 正 明

埼玉県監査委員 加 藤 裕 康

## 監査の結果

### 1 監査の概要

#### (1) 監査の対象団体及び実施時期

埼玉県が資本金等の4分の1以上を出資している団体（出資団体）及び公の施設の管理業務を委託している団体（指定管理者）について監査を実施するもので、このうち出資団体1団体、指定管理者6団体7施設について、平成23年7月から平成23年10月までの間に実施した。

#### (2) 監査の対象事項

ア 平成22年度の出資団体における出納その他の事務

イ 平成22年度に埼玉県が委託した公の施設の管理業務に係る出納その他の事務

### 2 監査の結果

監査対象団体別の監査の結果は、次のとおりである。また、指摘事項及び注意事項以外の軽微な不当事項等については、監査対象団体及び所管部局にその都度注意した。

- ・ 指摘事項は、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行が違法又は不当であると認められるもののうち、総合的に勘案して重大であると認められるもの
- ・ 注意事項は、違法又は不当であると認められるもののうち、指摘事項及び軽微な事項に該当しないと認められるもの

#### (1) 出資団体

監査対象団体	財団法人埼玉県消防協会	
所管部局	危機管理防災部	
監査実施日	職員調査 平成23年8月1日 委員監査 平成23年8月22日（書面）	
財政的援助等の内容	出資金	
	・ 県の出資	100,000,000円
	・ 団体の基本財産	318,531,822円
	・ 県の出資割合	31.4%
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

(2) 指定管理者

監査対象団体	社会福祉法人埼玉県ブルーバードホーム
所管部局	福祉部
監査実施日	職員調査 平成23年7月20日 委員監査 平成23年8月22日(書面)
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 埼玉県立熊谷点字図書館 42,400,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	財団法人公園緑地管理財団
所管部局	都市整備部
監査実施日	職員調査 平成23年7月22日 委員監査 平成23年8月11日(書面)
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 森林公園緑道 15,200,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	公益財団法人埼玉県芸術文化振興財団
所管部局	県民生活部
監査実施日	1 熊谷会館 職員調査 平成23年8月3日 委員監査 平成23年8月24日(書面) 2 埼玉会館 職員調査 平成23年8月4日 委員監査 平成23年9月28日(書面)
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 ① 熊谷会館 107,028,000円 ② 埼玉会館 217,050,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	アメニス埼玉グループ
所管部局	都市整備部
監査実施日	職員調査 平成23年8月11日 委員監査 平成23年8月24日(書面)

財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 大宮第二公園及び大宮第三公園 67,900,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	松伏町
所管部局	都市整備部
監査実施日	職員調査 平成23年8月23日 委員監査 平成23年9月7日（書面）
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 まつぶし緑の丘公園 22,000,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	株式会社高橋造園
所管部局	農林部
監査実施日	職員調査 平成23年9月22日 委員監査 平成23年10月14日（書面）
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 埼玉県みどりの村 13,200,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

# 告 示

埼玉県監査委員告示第二十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第一項、第二項及び第四項の規定に基づき監査を執行したので、同条第九項の規定に基づく監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

平成二十三年十二月十六日

埼玉県監査委員 根 岸 和 夫

埼玉県監査委員 米 田 正 巳

埼玉県監査委員 齊 藤 正 明

埼玉県監査委員 加 藤 裕 康

## 1 監査結果に関する報告

### (1) 監査の対象事務

平成22年度・平成23年度における財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及びその他の事務の執行

### (2) 監査の対象機関 84機関

所管部局	監査対象機関
総務部	川口県税事務所、上尾県税事務所、熊谷県税事務所、行田県税事務所
環境部	西部環境管理事務所、北部環境管理事務所
福祉部	南児童相談所、川越児童相談所
保健医療部	川口保健所、鴻巣保健所、秩父保健所、衛生研究所、衛生研究所深谷支所、高等看護学院
産業労働部	計量検定所、産業技術総合センター、創業・ベンチャー支援センター、川口高等技術専門学校
農林部	秩父農林振興センター、本庄農林振興センター、春日部農林振興センター、農林総合研究センター、寄居林業事務所
県土整備部	朝霞県土整備事務所、飯能県土整備事務所、本庄県土整備事務所、熊谷県土整備事務所、西関東連絡道路建設事務所
都市整備部	熊谷建築安全センター
企業局	大久保浄水場、第一水道整備事務所
病院局	循環器・呼吸器病センター、小児医療センター
教育局	南部教育事務所、北部教育事務所、北部教育事務所秩父支所、総合教育センター、総合教育センター江南支所、熊谷図書館、久喜図書館、歴史と民俗の博物館、近代美術館、大滝げんきプラザ、上尾高等学校、上尾鷹の台高等学校、上尾南高等学校、桶川西高等学校、川口高等学校、川口北高等学校、川口工業高等学校、川口青陵高等学校、熊谷高等学校、熊谷西高等学校、越谷総合技術高等学校、狭山工業高等学校、白岡高等学校、進修館高等学校、玉川工業高等学校、鳩ヶ谷高等学校、羽生高等学校、羽生第一高等学校、日高高等学校、深谷高等学校、深谷商業高等学校、深谷第一高等学校、本庄高等学校、蕨高等学校、川口特別支援学校、行田特別支援学校、熊谷特別支援学校、越谷西特別支援学校、特別支援学校羽生ふじ高等学園、深谷はばたき特別支援学校
警察本部	警察学校、大宮警察署、川口警察署、川越警察署、本庄警察署、熊谷警察署、深谷警察署、寄居警察署、行田警察署、羽生警察署、岩槻警察署

### (3) 監査実施日

平成23年8月23日～平成23年10月31日

(4) 監査の実施方針

事務の執行について、正確性、合規性はもとより、最少の経費で最大の効果をあげているかという経済性、効率性及び有効性の観点から検証した。

(5) 監査の結果

ア 指摘事項

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行（以下「事務事業の執行等」という。）が、次の各号のいずれかに該当すると認められるもの。

ア) 事務事業の執行等に重大な誤りがあったため、当該事業の是正や今後の改善が必要と認められるもの。

イ) 事務事業の執行等において、その効果が極めて不十分なため抜本的な改善が必要と認められるもの。

イ 注意事項

事務事業の執行等が次の各号のいずれかに該当すると認められるもの。

ア) 事務事業の執行等に誤りがあったため、当該事務の是正や今後の改善が必要と認められるもの。

イ) 事務事業の執行等において、その効果が不十分なため一層の改善、工夫が必要と認められるもの。

監査において指摘事項又は注意事項として認められたものは、次のとおりであった。

ア 指摘事項

機関・職制名		監査の結果
教育局	越谷総合技術高校	郵便切手の出納及び過誤納金の還付について、次の点で不適切であった。 1 平成 22 年度に購入した郵便切手を、消耗品出納簿に誤って 100 枚多く記載した。平成 23 年度に繰り越す際に 100 枚不足していると誤認し、学校の後援会費で購入して補充した。 2 平成 22 年 1 月に卒業生より収納した証明書交付手数料について、一部還付する必要が生じた。当該年度中に還付出来ずに、そのまま学校の預金口座に約 10 カ月間放置し、平成 22 年度に適切な手続きを経ずに還付した。

イ 注意事項

機関・職制名		監査の結果
保健医療部	川口保健所	<p>平成 23 年 3 月に長 3 封筒 (76 千円) と角 2 封筒 (63 千円) を障害者自立支援法に規定する障害者支援施設に発注した。</p> <p>10 万円以上の契約で、その内容に特殊性がないにもかかわらず、福祉関係施設であるという理由だけで、一者随意契約としたことは不適切であった。</p>
農林部	春日部農林振興センター	<p>平成 22 年 8 月に「22 南葛第 302 号古利根堰ポンプ場受電工事契約」(2,944 千円) を締結した。契約書に契約保証金の納付を規定していたが、納付させなかったのは不適切であった。</p>
病院局	小児医療センター	<p>平成 22 年度の時間外緊急呼び出し時タクシー代の資金前渡の経理について、次の点で不適切であった。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>平成 22 年 7 月及び 8 月の夜間に、業務のため出勤した職員が利用したタクシー代を、当該職員が一時立替払した。</li> <li>資金前渡担当者は、当該前渡金の精算を翌月 5 日までに行わず、年度末に精算した。また、繰越の手続を行っていなかった。</li> <li>当該タクシー代を賃借料ではなく謝金として経理した。</li> </ol>
教育局	南部教育事務所	<p>管内市立小中学校の県費負担教職員に係る給与等の支給及び預金利子の払い込みにおいて、以下のとおり著しく遅延していた行為を是正できなかったのは指導機関として不適切であった。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>平成 21 年 4 月 21 日に資金前渡口座に入金された給与 (231,754 円) の支給を失念し、平成 22 年 7 月 29 日まで給与が支給されていなかった。これに伴い発生した預金利子の払い込みもされていなかった。</li> <li>平成 20 年 4 月 21 日に資金前渡口座に入金された給与 (200,000 円) などの支給が遅延した。これに伴い預金利子が発生していたが、2 年以上払い込みがなされていなかった。</li> </ol>
警察本部	岩槻警察署	<p>平成 22 年 9 月に廃プラスチック類の産業廃棄物処理 (50 千円) を実施したが、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に規定された書面による委託契約を締結しなかつ</p>

		たことは、不適切であった。
警察本部	行田警察署	<p>平成 22 年度の修繕の契約事務について、次の点で不適切であった。</p> <p>1 平成 22 年 7 月 28 日付けで自動ドア扉交換修繕（289,800 円）、8 月 6 日付けで自動ドアセンサー交換修繕（210,000 円）の見積書を各々徴取し、修繕した。</p> <p>2 件の修繕は、施工日、施工場所、施工業者が同一であり、一括発注とすべきであったが、個別に発注した。</p> <p>2 平成 22 年 9 月に空調冷温水発生器修繕（136,920 円）を行った。契約金額が 10 万円以上であり、複数の相手から見積書を徴取すべきところ、1 者のみであった。</p>